

件名 県産特用林産物の放射性物質検査の実施（平成27年度第6期）について  
 <出荷制限区域における野生きのこの検査（第2回目）>

出荷制限区域（富士吉田市、鳴沢村及び富士河口湖町）内で発生した野生きのこの放射性物質検査について、原子力災害対策本部が示した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、次のとおり実施します。

### 1 基本的な考え方

- (1) 野生きのこの放射性セシウム濃度が安定して基準値を下回ることが確認できるまで、国の出荷制限が解除されないことから、当分の間、採取、出荷及び摂取の自粛の要請は継続することとし、出荷制限の解除に向けた検査を行い、データを収集する。
- (2) 県内で食用とされる主な野生きのこを対象とし、これまでの検査で食品衛生法で定める基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出された種類を中心に検査を行う。
- (3) 発生状況等を考慮しながら、できる限り検査地点に偏りが生じないように採択地を選定し、1ヶ月に1回を目安として検査を実施する。
- (4) 検査の結果は、県ホームページ等で随時公表する。

内容

### 2 サンプル採取方法

サンプル採取は、県が行います。

### 3 分析機関

山梨県衛生環境研究所

### 4 検査対象

| 分類     | 品目               | 産地                     | 検査日程  |
|--------|------------------|------------------------|---|
| 野生きのこ類 | 県内で食用とされる主な野生きのこ | 富士吉田市<br>鳴沢村<br>富士河口湖町 | 検査日程（予定）<br>平成27年9月16日（水）<br>9月17日（木）<br>検査結果の公表（予定）<br>平成27年9月18日（金） |

問い合わせ先

森林環境部林業振興課 TEL：055-223-1652